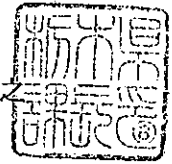


住第692号
平成28年3月23日

公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
本部長 稲川知法 様

栃木県県土整備部住宅課長 伊藤 文之



不当景品類及び不当表示防止法の一部改正について（情報提供）

このことについて、新たに「課徴金納付制度」が創設され、平成28年4月1日から施行されることとなった旨、国土交通省土地・建設産業局不動産課から情報提供がありましたので、貴協会員に周知されますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細については、消費者庁のホームページをご参照ください。

・消費者庁HP http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/

「平成26年秋に国会で成立した法改正について」

住宅課 宅地指導担当

TEL 028-623-2488